

2019年2月28日

各位

maneoマーケット株式会社

株式会社グリーンインフラレンディングを営業者とする
ファンドにかかる資金の分配・償還に向けて

株式会社グリーンインフラレンディング（以下「G I L 社」といいます。）を営業者とするファンドにかかる供託金を含む資金の約 15.5 億円の分配・償還を3月中に実現するべく、弊社は2月21日にG I L社に下記（1）、（2）を伝達し、これに則った分配・償還を実施することを要請いたしました。

（1）対象ファンドの出資者の皆様への分配・償還について

方針1：G I L社に入金された資金のうち、G I L社を営業者とするいずれかのファンドの対象事業を原資として返済されたことが確認できたものについては、当該ファンド（以下「対象ファンド」といいます。）の出資者の皆様へ償還及び分配する。

以下の①及び②に該当する場合においては、対象ファンドの出資者の皆様への分配・償還を行っても、出資者の皆様の間での公平性を害するものではないと判断しました。

- ①対象ファンドの対象事業の売却代金や第三者からの借入金を原資とする返済の場合、売買契約書や金銭消費貸借契約書などにより売却や借入の事実など返済原資を確認できること。
- ②対象ファンドの対象事業が、対象ファンドの資金、及び、G I L社を営業者とするファンドの資金以外の資金によって開発されたと評価できること（例えば、これ以外の資金が使用されていたとしても、対象ファンドにおける貸付への返済額から上記資金相当額を控除した残額については、対象ファンドの資金、及び、G I L社を営業者とするファンドの資金以外の資金によって開発された部分と評価できる。）

（2） 平等分配について

方針2：G I L社に入金された資金のうち、原資の確認ができないもの、また、G I L社を営業者とするいずれのファンドの対象事業にも該当しないものについては、全ファンドの元本に平等に充当し、各ファンドにおける出資者の皆様の元本額に応じた平等分配を行う。

G I L社に入金された資金のうち、上記（1）①及び②に該当しないもの、並びに、G I L社を営業者とするいずれのファンドの対象事業にも該当しない事業の売却代金を原資とするものについて、当社は、各ファンドにおける貸付金の元本額に応じた平等充当を行ったうえで、各ファンドにおける出資者の皆様の元本額に応じた平等分配を行うのであれば、出資者の皆様の間での公平性を害するものではないと判断しました。

早期に分配・償還を実現したいという認識については、当社及びG I L社双方で共通しており、当社は、G I L社と再協議を実施し、あらためて上記方針に則る分配・償還の3月中の実現を目指します。今後の進捗状況や償還・分配の方法につきましては、3月15日までは改めて報告いたします。

大変ご心配をお掛けしており申し訳ございませんが、弊社は出資者の皆様への分配の早期実行に向けて引き続き鋭意努力してまいります。

以上